

# 板橋区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

(平成22年5月28日 区長決定)

(最終改正) 令和6年3月7日

## (目的)

第1条 この要綱は、「板橋区耐震改修促進計画」に基づき、耐震化に関する相談体制及び情報提供の充実を図るため、板橋区内にある非木造建築物等（第4条第1項第2号に掲げる建築物及び同条第2項に定める建築物をいう。）の所有者で、耐震相談を希望する者に耐震化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、耐震診断や耐震改修の必要性や進め方、区分所有者間の合意形成を円滑にするための助言を行い、地震に対する安全性の確保・向上を図り、災害に強いまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アドバイザー 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の免許を有し、建築物の耐震化技術等に精通し、委託機関に所属する建築士で、委託機関から選任された者及びマンションの管理組合の合意形成に関する専門家として、委託機関から選任された者をいう。
- (2) 委託機関 板橋区（以下「区」という。）と耐震化アドバイザー派遣業務委託契約を締結した機関をいう。

## (アドバイザーの業務)

第3条 この要綱において、アドバイザーの業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第6条第1項に定める相談（同条第2項に定める内容を除く。）に対する助言
- (2) 第12条第2項に定める報告

2 前項のアドバイザーの業務の執行に要する経費は、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。

## (派遣対象建築物)

第4条 この要綱により、アドバイザーの派遣の対象となる建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、板橋区内にある民間建築物（国、公共団体以外が所有する建築物をいう。）で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物であること。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けた建築物

(2) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（プレハブ構造は除く。）。ただし、学校、幼稚園、保育園、病院その他公益性を有する建築物については木造も対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認める建築物を派遣対象建築物とすることができる。

(派遣対象者)

第5条 派遣対象建築物の所有者はアドバイザーの派遣を受けることができる。ただし、区分所有建築物にあつては、区分所有者によって合意された代表者、共有建築物にあつては、共有者によって合意された代表者とする。

(派遣対象)

第6条 アドバイザーの派遣の対象となる相談は、建築物の耐震化に関する知識の普及及び意識の高揚等耐震化の促進に資すると認められる、次の各号に定める相談とする。

- (1) 耐震診断及び耐震改修の必要性並びに改修に至るまでの取組み方法に関する相談
- (2) 分譲マンションにおける区分所有者間の耐震に関する円滑な合意形成に関する相談
- (3) 前2号に定めるもののほか、耐震化促進につながる相談

2 前項の規定にかかわらず、次に定める内容は、アドバイザーの派遣の対象となる相談とはならない。

- (1) 耐震診断又は耐震設計の実務を行うこと。
- (2) 所定器を使用した精密測定又は劣化の診断若しくは調査を行うこと。
- (3) 見積書等の比較検討を行うこと。
- (4) 耐震に係る、診断、設計若しくは工事の発注又は業者紹介等を行うこと。
- (5) 居住者間又は居住者と近隣住民間における、紛争解決又は権利調整等を行うこと

3 アドバイザーの派遣の回数は、一の派遣対象建築物につき、5回までを限度とする。ただし、区長が特に認めるときは、アドバイザーの派遣の回数を増やすことができる。

4 アドバイザーを派遣する場所は、区内であること。

5 第3条第1項第1号に定める業務に要する時間は、原則として1回当たり2時間を限度とする。

(費用)

第7条 第11条に規定する派遣承認決定者が、前条に規定する派遣の利用を受ける料金は、無料とする。

(派遣申請手続き)

第8条 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震化アド

バイザー派遣申請書により、区長に申請する。

(派遣業務の依頼等)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、第4条、第5条及び第6条の規定に適合するかどうかの審査を行い、当該各条の規定に適合すると認めるときは、耐震化アドバイザー派遣業務・選任依頼書により、委託機関にアドバイザー派遣業務の実施を依頼する。

2 区長は、前項の審査の結果、第4条、第5条又は第6条の規定に適合しないと認めるときは、耐震化アドバイザー派遣不承認決定通知により、申請者に通知する。

(アドバイザーの選任)

第10条 委託機関は、前条第1項の依頼があったときは、アドバイザーを選任する。

2 委託機関は、前項によるアドバイザーを選任したときは、耐震化アドバイザー選任届により、区長に届け出る。

(派遣の決定)

第11条 区長は、前条第2項の届け出があったときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定通知書により、申請者に通知する（以下決定を受けた者を「派遣承認決定者」という。）。

(業務報告)

第12条 アドバイザーは、委託機関から選任を受けたときは、速やかに派遣承認決定者に対する第3条第1項第1号に定める業務を実施するものとする。

2 アドバイザーは、第3条第1項第1号に定める業務を完了したときは、速やかに相談記録を作成し、委託機関に報告するものとする。

3 委託機関は、アドバイザーが第3条第1項第1号に定める業務を完了したときは、速やかに耐震化アドバイザー派遣業務完了報告書及び相談記録により、区長に報告する。

(派遣の取りやめ)

第13条 派遣承認決定者は、事情によりアドバイザーの派遣の実施を取りやめるときは、耐震化アドバイザー派遣辞退届により、区長に届け出る。

(派遣承認決定の取り消し)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣承認決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届け出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により派遣承認決定がなされたとき。
- (3) この要綱に適合しないことがあったとき。

2 区長は、前項の規定により、第11条の派遣の決定を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣承認決定取消通知書により、派遣承認決定者に通知する。

(派遣業務の取り消し)

第15条 区長は、前条第1項により派遣承認決定を取り消したときは、第9条第1項に定める依頼を取り消す。

2 区長は、前項によりアドバイザー派遣業務を取り消したときは、耐震化アドバイザー派遣業務取消通知書により、委託機関に通知する。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則 (平成22年5月28日制定)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (平成28年4月1日改正)

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (平成31年4月1日改正)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和2年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和3年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和4年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和5年4月1日改正)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りで効力を失う。

付 則 (令和6年3月7日改正)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りで効力を失う。